

岩手県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成25年岩手県告示第93号）で公示した公共測量を終了した旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 釜石市鵜住居町地内から宮古市田老字乙部地内まで
- 2 実施した期間 平成25年2月6日から同年3月22日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量及び路線測量）